

国際司法裁判所における核軍縮交渉義務事件の現状と課題

山田寿則

公益財団法人政治経済研究所 第2回定例研究会

2015年10月30日

於 明治大学

はじめに

核兵器の不拡散に関する条約 (NPT) 第6条

“Each of the Parties to the Treaty undertakes to pursue negotiations in good faith on effective measures relating to cessation of the nuclear arms race at an early date and to nuclear disarmament, and on a treaty on general and complete disarmament under strict and effective international control.”

「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」(公定訳)

A 核軍縮交渉に関する多様なアプローチの主張

- ステップバイステップ・アプローチ
 - P5プロセス(N5): NPT 志向
 - ◇ インド、パキスタン: NPT を批判 Cf. 北朝鮮とイスラエル
- NPDI(日豪など12カ国): ビルディングブロック(BB)・アプローチ
 - Cf. 日本決議: [A/C.1/70/L.26](#)
United action towards the total elimination of nuclear weapons
- 非同盟諸国(NAM)
 - 核軍縮決議: 包括的アプローチ
- マレーシア決議: NWC 交渉の早期開始
- 新アジェンダ連合(NAC): 「明確な約束」獲得の実績、「効果的措置」検討提案
- 人道グループ: オーストリアなど。「OEWG」決議(オーストリア等/イラン)、「人道上の帰結」決議、「人道の誓約」決議(legal gap を埋める)、「倫理」決議(南ア) ⇒ OEWG/UNGA プロセス?
- ICAN: BAN 条約…NNWS による先行締結も視野

- どこで、誰が、何を、いつ、交渉するか?

B 本件訴訟の名称問題

- ① ICJ: Obligations concerning Negotiations relating to Cessation of the Nuclear Arms Race and to Nuclear Disarmament (Marshall Islands v....)「核軍備競争の停止および核軍縮についての交渉に関する義務」
- ② 市民社会 (IALANA, LCNP, Nuclear Age Peace Foundation など): THE NUCLEAR

I マーシャル諸島共和国による提訴

裁判の日程

2013年

- 4.24 マーシャル諸島による ICJ の強制管轄権受諾宣言

2014年

- 4.24 マーシャル諸島 ICJ に提訴。同時に米国連邦地裁にも米国を相手取り提訴。
- 6.6 インドは、主張されている紛争について ICJ は管轄を有しないと主張(駐蘭インド大使発書簡)。
- 7.9 パキстанは、ICJ の管轄権は欠如しており、本件請求訴状の受理可能性はないと考えており、裁判所に対して本件請求訴状を当初から却下するよう求めた(パキスタン口上書)。
- 12.6 対インド事件(管轄権)、マーシャルの申述書提出期限

2015年

- 1.12 対パキスタン事件(管轄権と受理可能性)、マーシャルの申述書提出期限。
- 2.3 米連邦地裁(カリフォルニア州北部地区)判決、原告の請求を却下。
- 3.16 対英国事件、マーシャルの申述書提出期限。
- 4.2 マーシャル諸島、米連邦第9巡回区控訴裁判所に上訴。
- 4.27-5.22 NPT 再検討会議
- 6.15 英国、先決的抗弁を提起(先決的抗弁提出前の答弁書提出期限は 12.16)
- 9.16 対インド事件(管轄権)、インドの答弁書提出期限(6.16 から延期)
- 10.15 対英事件(先決的抗弁) マーシャル陳述書提出期限
- 12.1 対パキスタン事件(管轄権と受理可能性)、パキスタンの答弁書提出期限(7.17 から延期)

2016年

- 3.6-3.16 3事件につき口頭弁論の予定。
- ※ 6月までには先決問題について判決が出る見込み。
- ※ マーシャル諸島が英印パの3事件すべてにおいてアド・ホック裁判官としてベジャウィ元所長を指名している。

II 訴状の内容

- 9件ともに共通する内容が多い
- 必ずしも主張の全容を示すものではない(例、対英訴状パラ116)。
- 申述書、答弁書は未公開。

A 原告が求めている救済(請求の趣旨)

- 被告による義務違反の認定(宣言判決)
 - ① 核軍備競争早期停止措置交渉義務の不履行
 - ② 核軍縮措置交渉の不履行
 - ③ 義務を誠実に履行する義務の違反
 - ④ 被告のどのような行為を問題にしているか(訴状から)

- 英国
 - ① トライデント更新(パラ 106、111)...核軍縮関連、早期停止関連、信義誠実関連
 - ② NWC 交渉開始への反対(パラ 102)...核軍縮関連
 - ③ OEWG(2013 年)の不支持(パラ 103)...核軍縮関連
 - ④ NNWS の交渉開始努力に反対(パラ 104)...核軍縮関連
 - ⑤ 他国の核保有を刺激(パラ 111)...信義誠実関連
 - ⑥ 核依存継続の意図の表明(パラ 112)...早期停止関連、信義誠実関連
- インド
 - 増強・改良(パラ 58)...核軍縮関連
 - 増強・改良・多様化・無期限維持(パラ 59、60)...早期停止
 - 増強・改良・多様化、他国保有刺激、核依存継続の意図の表明(パラ 62、63)...信義誠実関連
- パキスタン
 - 増強・改良(パラ 53)...核軍縮関連
 - 増強・改良・多様化・無期限維持(パラ 55、57、58)...早期停止、信義誠実
 - FMCT 交渉の妨害(パラ 55、57)...早期停止、信義誠実
 - 他国保有刺激(パラ 57)...信義誠実
- 核軍縮措置の命令
 - ① とくに核軍縮条約締結交渉の遂行を明示

B 原告の請求の特徴

- 違法性を認定する宣言判決の請求
- 信義誠実の義務ないし原則に依拠
- 措置命令判決の請求
- ② 判決後の手続の展望

III 想定される争点

A 管轄権の有無

- 1 選択条項受諾宣言の現状
 - 英印パのみが同宣言を出しており、手続が進行中。他の 6 か国による任意による応訴はない。

2 他の紛争解決手段の除外

> 訴訟当事国の留保

- ◇ マーシャル: any dispute which the Republic of Marshall Islands has agreed with the other Party or Parties thereto to settle by some other method of peaceful settlement
- ◇ 英: any dispute which the United Kingdom has agreed with the other Party or Parties thereto to settle by some other method of peaceful settlement
- ◇ パキスタン: Disputes the solution of which the parties shall entrust to other tribunals by virtue of agreements already in existence or which may be concluded in the future

- ◇ インド:disputes in regard to which the parties to the dispute have agreed or shall agree to have recourse to some other method or methods of settlement

3 国内管轄事項の除外

➤ 印パの宣言の留保

- ◇ インド:disputes in regard to matters which are essentially within the domestic jurisdiction of the Republic of India
- ◇ パキスタン: Disputes relating to questions which by international law fall exclusively within the domestic jurisdiction of Pakistan
 - (参考)国際連盟規約 15 条 8:a matter which by international law is solely within the domestic jurisdiction of that party

4 武力紛争関連事項の除外

- ◇ インド:disputes relating to or connected with facts or situations of hostilities, armed conflicts, individual or collective actions taken in self-defence, resistance to aggression, fulfilment of obligations imposed by international bodies, and other similar or related acts, measures or situations in which India is, has been or may in future be involved

B 先決的抗弁について(訴訟の受理可能性を中心に)

1 原告適格の問題

- 1966 年南西アフリカ事件(第 2 段階)判決
- (参考)核実験事件
- 2001 年国家責任条文 48 条
- 2012 年ベルギー対セネガル事件
- 2014 年南極海捕鯨事件

2 紛争に利害関係のある第三国の同意の不在

- 一部の核保有国にのみ交渉命令判決を求めることの適否
- 訴訟物は何か?

3 「核軍縮交渉」は NPT 再検討会議プロセス又は国連において係属中

- ニカラグア事件での米国主張
- NPT6 条実施確保手段としての再検討プロセスの意義
- ICJ の司法政策

4 政治的紛争

- 1979 年テヘラン事件判決
- 1986 年ニカラグア事件判決(本案)
- 1996 年核兵器勧告的意見

5 訴訟目的の消滅の可能性

● 核実験事件

C 本案段階で想定される争点

1 NPT 第 6 条に基づく「核軍縮交渉義務」の内容

交渉継続義務の性質の曖昧さ。

- ①交渉対象事項が具体的に特定されていない
- ②交渉時期(とくに終期)が明示されていない

(参考)2015 年 NPT 再検討会議での英国報告書

「11. 潜水艦のような英国の核抑止能力の諸要素を維持しかつ更新することは、核不拡散条約上のわが国の国際義務に完全に合致する。この条約は、核兵器国が現在保有している核兵器システムの維持を禁止してはいないし、核不拡散条約は条約 6 条の履行につきいかなるタイムテーブルも設定してはいない。グローバルな安全保障環境のために英国が核兵器を維持することが必要である限りは、わが国は、核兵器システムが運用期限を迎えるにつれ旧式化するそのシステムの諸要素をリプレイスしアップデートすることによる場合を含み、能力(戦力)のあらゆる要素の安全性と信頼性を維持する責任がある。」(NPT/CONF.2015/29, para. 11)

- (1) 問題の所在 交渉主題が NWC 等に特定できるのか?
- (2) 訴状による原告の主張:国際社会にとり「死活的重要性」をもつ核軍縮交渉の「完結義務」を「誠実に」履行する義務 → NWC 交渉に応じることや核兵器の近代化停止、NNWS 提案への「応答等」の法的要請

(3) 課題

- 6 条の内容としての交渉完結義務(結果の義務)の存在の立証

(ア) NPT6条と前文

(イ) 核兵器勧告的意見

(ウ) 後の合意/後の慣行

- 1995 年「原則と目標」:「核兵器の廃絶を究極的な目標として...」
- 2000 年最終文書:「核兵器の全廃を達成するという明確な約束」"An unequivocal undertaking by the nuclear-weapon States to accomplish the total elimination of their nuclear arsenals leading to nuclear disarmament, to which all States parties are committed under article VI"
- 2010 年最終文書:「核兵器のない世界の平和と安全の達成を決意」。「会議は、具体的な軍縮努力の実行をすべての核兵器国に求める。また会議は、核兵器のない世界を実現、維持する上で必要な枠組みを確立すべく、すべての加盟国が特別な努力を払うことの必要性を強調する。会議は、国連事務総長による核軍縮のための 5 項目提案、とりわけ同提案が強固な検証システムに裏打ちされた、核兵器禁止条約についての交渉、あるいは相互に補強しあう別々の条約の枠組みに関する合意、の検討を提案したことに留意する。」(結論と勧告、I B iii)

(エ) マレーシア決議

(オ) NPT 再検討会議の合意を「尊重する義務」の可能性:南極海捕鯨事件

(カ) 「完結義務」の限界

- 信義誠実原則による交渉義務内容の特定化の範囲
 - 交渉義務につき判示した国際判例の援用
 - ベジャウィ ad hoc 裁判官の見解

NPTの趣旨・目的を維持し、その一体性を尊重する義務/NPTを実現するあらゆる積極的措置を取る義務/誠実に協力する一般的義務/情報提供および通報の一般的義務/妥協する義務/手続濫用の禁止/不当な交渉打ち切りの禁止
- 核軍縮の国際社会全体にとっての死活的重要性
 - 核兵器による安全保障の重要性との衝突？
 - 1996年核兵器勧告的意見の超克？
- (国際社会全体にとっての死活的重要性の帰結としての)エルガ・オムネスな義務とその帰結

2 慣習法上の「核軍縮交渉」義務

(1) 訴状による原告の主張

- ICJ 勧告的意見とベジャウィ所長の宣言
- マレーシア決議
- 国連総会第1号決議
- 安保理決議1887
- (核軍備競争早期停止義務)NPTへの「広範かつ代表的な参加」
- SSOD1 最終文書
- 安保理決議1172(印パ核実験)

(2) 課題

- 慣習法化の立証
- その義務の内容
- 慣習法上の核軍縮義務の含意
 - 過渡的な自衛手段としての核兵器の地位の普遍化の可能性
 - NPTにおける取引との関連性

3 被告等の上記義務への違反の有無

III 核軍縮交渉事件(核ゼロ裁判)の核軍縮交渉への含意

- NPT再検討サイクル
- UNGA
 - ① OEWG(設置された場合)
 - ② BAN条約やNWCの主張
 - ③ 人道の誓約/人道的アプローチ
 - ④ 非核兵器地帯
 - ⑤ BBアプローチ
 - ⑥ ステップバイステップ・アプローチ
- 条約の違反の認定とその否定的影響の可能性

おわりに

どこで、誰が、何を、いつ、交渉するかに一定の示唆

主要参考文献(和文のみ)

- 秋山信将編『NPT 核のグローバル・ガバナンス』岩波書店、2015 年
- 福井康人『軍縮国際法の強化』信山社、2015 年
- 黒澤満『核兵器のない世界へ：理想への現実的アプローチ』東信堂、2014 年
- 浦田賢治編著『核抑止の理論』憲法学会、2011 年
- 浦田賢治編著『核不拡散から核廃絶へ』日本評論社、2010 年
- ジョン・パロース著『核兵器使用の違法性』早稲田大学比較法研究所叢書 27 号、2001 年
- 黒澤満著『軍縮国際法の新しい視座』東信堂、1986 年
- 佐藤哲夫「捕鯨事件にみる国際組織の創造的展開」柳井俊二・村瀬信也編『国際法の実践(小松一郎大使追悼)』信山社、2015 年
- 奥脇直也「協力義務の遵守について」江藤淳一編『国際法学の諸相』信山社、2015 年
- 岡田淳「条約の「発展的解釈」論」国際法研究 3 号、2015 年
- 渡辺豊「引渡か訴追かの義務に関する事件(ベルギー対セネガル: 国際司法裁判所、2012 年 7 月 20 日判決)」法政理論第 46 巻第 2 号、2014 年
- 水島朋則「拷問禁止条約における当事国間対世義務と普遍管轄権について — 訴追するか引き渡すかの義務事件(ベルギー対セネガル)を素材として」法政論集 255 号、2014 年
- 久古聡美「英国の核政策をめぐる経緯と議論—トライデント更新を中心に—」レファレンス、2011 年 11 月
- 玉田大「国際司法裁判所 引渡又は訴追義務の問題に関する事件(仮保全措置命令 2009 年 5 月 28 日)」岡山大学法学会雑誌第 59 巻第 1 号、2009 年
- 村瀬信也「国際紛争における「信義誠実」原則の機能—国際レジームの下における締約国の異議申立手続を中心に」上智法学論集 38 巻 3 号、1995 年
- 田中則夫「条約交渉における誠実の原則：深海海底制度をめぐる交渉に関連しての若干の考察」龍谷法学 12 巻 4 号、1980 年